たき火やタバコに注意～林野火災

５月になると森林の緑も、日毎に鮮やかさを増してきます。またこの時期は、林野火災が発生する頃です。林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災を言います。北海道では、４月21日から５月31日までを「林野火災予防強調期間」に設定しています。

北海道の統計では、最近の過去10年間（平成18年～平成27年）で252件の林野火災が発生しています。月別に見ると、４・５月で180件と全体の71％を占めています。林野火災の出火原因は、その殆どが人為的な過失によるものと考えられ、ごみ焼きによるものが65件、たばこ・マッチによるものが18件で、全体の33％になっています。

春に火災が多いのには更に理由があります。冬は下草が枯れ、落葉が積もって「燃えやすいもの」が林内に蓄積されるとともに春は空気が乾燥していることと、風が強いという気象条件が重なることです。

気象台では、空気が乾燥し、火災が起こりやすいと予想されるときに、乾燥注意報を発表して火の取り扱いに注意するよう呼びかけています。上川・留萌地方の発表基準は、最小湿度が30パーセント以下で実効湿度が60パーセント以下の場合です。実効湿度とは、木材の乾燥の程度を表すもので、50～60％以下になると火災の危険度が高まります。また、実効湿度が50％を下回ると、マッチ1本で木材に火がつくと言われています。また、風の強い日も湿度が低くなりやすいので注意が必要です。森林の喪失は保水能力の低下を招き、台風や集中豪雨などの大雨により土砂崩れなどの自然災害がおこりやすくなるおそれもあります。山菜取りや散策など山に入る場合には、たき火やたばこなどの火の取り扱いには、十分注意をお願いします。また、お出掛けの際は、最新の気象情報を入手してください。

◎問い合わせ先

旭川地方気象台　☎0166－32－7102

web http://www.jma－net.go.jp/asahikawa/

不法電波から暮らしを守れ！

不法電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど、日常生活に悪影響を及ぼすばかりか、消防、救急、防災行政、交通など、人命にかかわる重要な無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

総務省北海道総合通信局では、電波監視を実施し、適正な電波環境の維持に努めています。電波に関する困りごとやご相談は下記へお問い合わせください。

◎問い合わせ先

北海道総合通信局　☎011－737－0099

[電話受付時間 8：30～12：00、13：00～17：00]

（土日祝日を除く）

電子メールによる問い合わせ先

soudan－hokkaido@soumu.go.jp

北海道総合通信局ホームページ

http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/

６月は「外国人労働者問題啓発月間」です

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

①雇い入れる前に、就労が認められるか在留資格を確認してください。

②外国人の雇入れと離職は、必ずハローワークに届け出てください。

③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行ってください。

◎問い合わせ先

ハローワーク留萌　☎42－0388

留萌労働基準監督署　☎42－0463

北海道労働局の組織を見直し「雇用環境・均等部」を設置しました。

北海道労働局では、平成28年４月１日付けで新たに「雇用環境・均等部」を設置し、男女ともに働きやすい雇用環境の実現に向けた総合的な行政展開を図っていきます。

〇実施する業務

- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法等の雇用均等関係業務
- 働き方改革、労働契約法、パワーハラスメント関係業務
- 個別労働紛争に関する相談、労働相談業務　など

◎問い合わせ先

札幌第一合同庁舎９階（札幌市北区北８条西２丁目）

☎011－788－7874